

注意の必要な点

1次募集締め切り
4月25日

- 本制度は助成をするにあたって事前に希望者の募集を行います。応募の際には「自己居住用建物改善助成希望届」を提出していただきます。応募多数の場合は抽選となる場合があります。希望届は郵送、ファクシミリ、電子メール、電話等で受け付けます。

- 本制度で助成は工事費の10%で上限額は10万円（ただし、下水道への新規接続工事によるものは工事費の15%で上限額を15万円）です。平成26年3月31日までに「大山町個人用住宅等改善助成制度」で10万円以上の助成を受けている方は対象となりません。

例 平成25年度までに13万円助成 → 助成の対象となりません
平成25年度までに8万円助成 → 平成26年に50万円工事 = 助成2万円

- 本制度では元請が町内の事業者でも、施工金額のうち町外へ下請けに出す金額が全体の半分以上を占めるものは対象になりません。

- 本制度では機器等の購入費が施工金額のおおむね半分以上を占めるものは対象としません。ただし町内の事業者から機器等も併せて購入の場合は、機器等の購入費を除いた付帯の工事費の2倍までを助成の対象とします。

例 全体額 13万円のうち据え置きエアコンの購入費 10万円 その他付帯工事費 3万円
↓
付帯工事費3万円の2倍の6万円が対象となり6000円の助成

- 本制度には申請の際に施工前の写真が必要です。施工前の写真の無いものは対象となりません。何かしらの理由で施工前の写真を撮ることができない場合は、必ず施工前に観光商工課へ相談ください。

問い合わせ先 観光商工課 TEL 0859-53-3110 FAX 0859-53-3163
電子メール kankou@daisen.jp

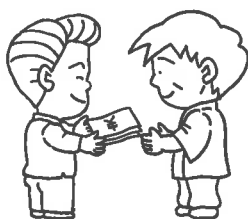
助成決定通知



申請者に通知



工事完了・代金支払い



申請者 町内業者



完了報告・助成請求



申請者 役場



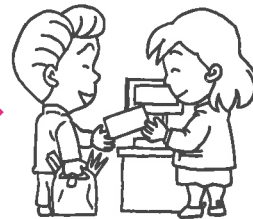
お買い物券の交付



申請者 役場
(*直接又は郵送)



お買い物券の利用



利用者 加盟店